

平成30年9月定例会 文教委員会の概要

日時 平成30年10月 5日(金) 開会 午前10時 5分
閉会 午後 2時31分

場所 第8委員会室

出席委員 柿沼トミ子委員長

宇田川幸夫副委員長

清水義憲委員、須賀敬史委員、諸井真英委員、宮崎栄治郎委員、

木村勇夫委員、西山淳次委員、大嶋和浩委員、前原かづえ委員

欠席委員 なし

説明者 小島康雄副教育長、

小澤健史教育総務部長、渡邊亮県立学校部長、松本浩市町村支援部長、

古垣玲教育総務部副部長、羽田邦弘県立学校部副部長、

芋川修県立学校部副部長、関口睦市町村支援部副部長、

佐藤裕之市町村支援部副部長、岡部年男総務課長、八田聡史教育政策課長、

清水匠財務課長、橋本強教職員課長、加藤健次福利課長、

日吉亨県立学校人事課長、上原一孝高校教育指導課長、

浪江治魅力ある高校づくり課長、小谷野幸也生徒指導課長、

栗原正則教職員採用課長、伊藤治也保健体育課長、

金子功特別支援教育課長、坂上節県立学校人事課学校評価幹、

馬場敏男小中学校人事課長、石井宏明市町村支援部参事兼義務教育指導課長、

金子隆生涯学習推進課長、横松伸二文化資源課長、吉野雅彦人権教育課長

会議に付した事件並びに審査結果

1 議案

議案番号	件名	結果
第86号	平成30年度埼玉県一般会計補正予算(第1号)のうち教育局関係	原案可決
第95号	財産の取得について(プロジェクター)	原案可決
第96号	財産の取得について(美術作品)	原案可決

2 請願

なし

所管事務調査

教育委員会における障害者雇用水増し問題について

報告事項

第3期埼玉県教育振興基本計画(案)について

【付託議案に対する質疑】

須賀委員

- 1 補正予算案における県立高校への空調設備の設置について、PTAが費用を負担していると聞いたが、なぜPTAが費用負担するようになったのか、その経緯を伺う。
- 2 PTAの負担は設置費用だけなのか。ランニングコストや故障した場合の修繕費も含むのか。
- 3 今回設置する7校について、なぜこれまで設置されてこなかったのか。

財務課長

- 1 平成17年度に春日部高校で設置したことが始まりである。当時、空調設備は一般的な設備となっていたが、教育行政としては学校施設の耐震化や奨学金事業、特別支援学校の教室不足対策などを進めており、空調設備設置について財政的に工面できなかった。その中で、生徒の保護者や学校からPTA負担で空調設備を設置したい旨の強い要請があり、春日部高校で空調設備が設置された。
- 2 PTAが負担する範囲は、空調設備設置費からランニングコストまで全てである。
- 3 7校については、生徒数が少ない学校が多く、PTA活動が活発でなかったことが一因であったのではと認識している。なお、今回設置する学校の一つである春日部工業高校については、PTAにおいて設置するという方向性は決まっていたが、県による大規模改修工事の完了を待っていたという状況である。

須賀委員

- 1 最初にPTAが負担して空調設備を設置する事例となったことが、以降もPTAが負担して設置せよという方針となり、この空調設備の設置は進められていたのか。県では予算を工面せず、既に設置した学校と平等になるようPTAで設置せよという指導の下で設置が進んでいるのか。
- 2 学校の規模によってPTAの負担の大きさは異なると思う。今回設置する7校は、生徒数が少なく、空調設備を設置する動きがないが、このPTAの費用負担について、話はできているのか。それとも、議会での議決を経た後にPTAへ話をするのか。

財務課長

- 1 県教育委員会として特に指導はしていない。しかし、保護者の間で、自分の子供も涼しく、良い学習環境で勉強させたいという考えが広まり、現在95%の学校で設置されるに至ったと認識している。
- 2 空調設備設置に係る補正予算案について議会の議決を経ていないため、現在のところPTAと費用負担に関する話はしていない。

須賀委員

- 1 空調設備を県が設置した場合、PTAは県が勝手に設置したとして、費用負担しないと主張することが考えられないか。
- 2 PTAが負担する期間及び年額について伺う。
- 3 既に空調設備を設置している学校のPTAによる費用負担はどれくらいの金額となる

のか。

財務課長

- 1 費用負担したくないという意見が、生徒の保護者から出るかもしれないが、学習環境が向上することについて丁寧に説明すれば、御理解いただけると考えている。
- 2 今回新たに設置する7校の負担額について平均すると、耐用年数15年の分割で、生徒一人当たり年額8,000円程度と見込んでいる。
- 3 既設置校については、生徒一人当たり年額9,000円程度である。

須賀委員

空調設備の設置をPTAだけの負担でやっていいのか疑問を感じる。県立高校なので、設備は県で持つべきではないか。未設置の7校については、今夏の猛暑を考えれば設置した方が良いとは思いますが、PTAとしては、空調設備は必要とする一方、設置したのは県であり、了承はしていないという話になりかねないのではないかと。PTAや保護者に対しては丁寧な説明をお願いします。(意見)

諸井委員

- 1 空調設備のメンテナンスや更新に係る費用も年額9,000円や8,000円という費用に含まれているのか。
- 2 県が勝手に設置したにもかかわらず、後で負担するのは嫌だという意見がPTAから出た場合にどのような説明をするのか。
- 3 耐用年数の15年間かけて費用を負担するという事は、15年間在籍している生徒の保護者が負担するという事で間違いはないか。設置するとき在籍していた時のPTAが設置費用を負担して、その後の人は電気代だけということか。
- 4 説得するときの材料として、暑さ対策は分かるが、今年から暑くなったわけではないということに留意すべきである。平成17年に春日部高校に設置されたということだが、春日部高校や他の学校などで、空調が設置された前後で、飛躍的に学力が向上した等のデータは持っているのか。そのようなデータがあれば説得もしやすいと思う。学習環境が飛躍的に良くなるという説明であったが、良くなったと言うからには、その裏付けがないとおかしいのではないかと。
- 5 設置が進んでいない高校は、生徒数が少ない高校との話があったが、一方で県は高校を再編するという事も発表している。全部の高校に設置されたときに、必ず再編する高校がでてくると思うが、空調設備を設置したばかりの高校がすぐに再編される可能性はあるのか。再編により閉校する学校がある場合、設置された空調設備はどう扱うのか。

財務課長

- 1 メンテナンス経費や更新費用も含まれている。
- 2 県が設置してからPTAから負担を拒否された場合でも、丁寧に説明をしていく。他の学校でも同様に設置し負担している事例や、私立高校でも施設使用料という形で負担している事例を挙げて説明していく。
- 3 耐用年数15年の考え方については、設置費用やメンテナンス費用は15年間で均等に負担していただく。
- 4 空調設備の設置により、学習環境が良くなり、学力が向上したというデータは把握していない。

- 5 再編について、閉校等により残された空調設備については、新しい学校で再利用できるほか、別の施設で再利用することも可能であるため、無駄にはならない。

諸井委員

- 1 空調設備を設置すると、学習環境がこれだけ良くなるというデータがあれば、PTAの説得材料になり、父兄も安心すると思う。データがないと精神論の話になり、説得力に欠けると思う。
- 2 再編についてはまだ詳しく言える段階ではないが、ほかで使えるといっても、使わないういである機械は壊れるので、よく整理しておく必要があるのではないかと。

財務課長

- 1 PTAへの説明については、様々な手法を検討していく。
- 2 再編により使われなくなった空調設備については、取り外して違う場所で再設置することができるため、古くなって使えなくなることはない。

諸井委員

全ての学校に空調設備が設置される中で、ほかに再設置するとはどこに設置するのか。違う施設に持っていくのか。その目星があるのか。

財務課長

再設置する施設について目星はついてはいない。ただし、特別支援学校は公費で設置しており、今後、耐用年数を迎える空調設備もあることから、特別支援学校で再利用できるのではないかと考えている。

宮崎委員

空調設備が既に設置されている学校については、生徒募集要項等でPTAの初期費用として記載されていれば説明できると思うが、今回設置する7校については、平成31年7月までに設置される空調設備に係る費用負担等について、募集要項等にあらかじめ明記されるのか。どのような手順で説明していくのか。丁寧に説明がなされれば、保護者が納得して入学することとなり、様々な問題が整理されると思うがいかがか。

県立学校部副部長

入学前に開催している学校説明会において、保護者に対し、学校長から丁寧に分かりやすく説明させていただいている。

宮崎委員

そうしていただかなければ困るので、保護者が納得して入学できるよう丁寧な対応をお願いします。（意見）

木村委員

- 1 今回取得する空調設備について、今回議決された場合、来夏までに設置が間に合うのか。
- 2 この空調設備は、冬場は暖房として使うのか。

財務課長

- 1 議決いただき、手続きを進めれば、来夏までに間に合う予定である。
- 2 今回の空調設備は、暖房として使用することは可能だが、学校にはストーブがあり、ストーブのほうが費用対効果で優れているため、冬に空調設備は使わない。

清水委員

- 1 7校については、年間8,000円の御負担をいただくとのことで、設置した後はPTA総会で、おそらく否決はされないと思うが、先々15年間の約束を1回の総会で決めることとなる。本当に払いたくない人がいて、様々な問題が発生しているが、ほかの学校で、払いたくないとして問題が起きている事例はないのか。
- 2 万が一、払わない人がいる場合、説得しか方法はないと思うが、払ってもらえないとして諦めるのか、どのような対応をするのか。

財務課長

- 1 PTAの中で払わない人がいるか否かについては、把握していない。今回については、県としてはPTA総体として負担いただくものなので、個々の父母の方をお願いするものではない。
- 2 払わない人の事例は把握していないが、経済的に払えない方については、PTAの中で独自に減免制度を設け、対応している事例がある。

前原委員

- 1 空調設備設置に係るPTAの負担額について、今までは9,000円で、今回設置する7校については8,000円とのことだが、根拠はあるか。
- 2 エアコンが設置されていない特別教室を確認したい。
- 3 今回設置する7校については、これまで同様に維持管理費を徴収するとのことだが、今回を機会に保護者から維持管理費を徴収することをやめて、保護者の負担軽減策として、県の負担でやっていくべきと考えるがいかがか。

財務課長

- 1 9,000円と8,000円とで差が出ている理由としては、PTAで契約する場合はリースで契約しており、10年から13年といった期間で契約している例が多い。今回設置する空調設備では、耐用年数15年を期間としたいと考えており、この年数の差が金額の差となっていると考えている。
- 2 特別教室については、現時点でPTA負担による空調設備の設置が5割となり、徐々に増えてきている。
- 3 空調設備の維持管理費を公費で負担することについては、県の財政状況が厳しいため、現行の形でお願いしたい。

前原委員

特別教室のエアコンについて、5割ぐらい設置されており、徐々に増えているとの傍観者的な発言があったが、現在ついていない特別教室はどういった教室なのか。

財務課長

窓の開放が困難な部屋、パソコン室、図書室、保健室など空調設備の設置が必要な箇所

については、公費で対応している。その他については、引き続きPTAでお願いしたい。

清水委員

- 1 プロジェクターの取得について、学習指導要領においてはどのような立ち位置なのか。
- 2 他県でのプロジェクターの設置状況はどのような状況なのか。埼玉県は先行しているのか。
- 3 プロジェクターで投影する際の明るさについて、例えばカーテンを引かなければならないものや、明るい場所でも映るものなど、使用環境はどうなのか。
- 4 毎日使用されるのか、それとも宝の持ち腐れとなって、月に1回、年に1回のような状況になるのか、今回設置するプロジェクターの使用頻度はどうなるのか。全ての授業がプロジェクターを介して行われる方がよいと考えるがいかがか。

高校教育指導課長

- 1 新しい学習指導要領では、生徒の主体的・対話的で深い学びが強く求められている。そこで深く活用ができると認識している。
- 2 文部科学省の調査で、全国平均で1校当たり3.5台の設置となっている。例えば、東京都や鳥取県、佐賀県では、全校の普通教室に設置型のプロジェクターが常設されている。聞き取り調査を実施したところ、非常によく活用されていると把握している。
- 3 この委員会室のような明るい部屋であっても、クリアな画像を見ることができ、かつてのスライドのように暗幕を引く必要はない。
- 4 委員御指摘のとおり、当然活用が求められている。例えば、画像を用いた授業や、生徒が発表する場面などで活用できるものと認識している。使用事例を学校に周知しながら、日常的に使用できるように周知していく。

大嶋委員

- 1 プロジェクターの取得について、新学習指導要領に基づき、全校に設置していくとのことだが、いつまでに全校への設置を完了させるのか。
- 2 プロジェクターをどのように活用し、どのような効果を見込んでいるのか。

高校教育指導課長

- 1 単年度で全校へ設置したかったが、学校への設置条件等で難しい状況であるため、3年間での全校への設置を計画している。
- 2 平成28、29年度に、県立学校10校で先行してプロジェクターとタブレットの研究を実施した。その研究の中で、講義中心の授業で30分かかっていたものが、画像による説明や生徒の発表などでプロジェクターやタブレットを活用して20分に短縮され、生徒一人一人に対する個別指導の時間が確保できた。また、生徒の意欲や理解度も高まったという報告を受けている。なお、今回プロジェクターを設置する県立高校35校は、既存のプロジェクターを授業で活用している学校である。今後も、英語の授業で英文を黒板に投影する、日本史の授業で昔の絵巻物を拡大し当時の様子を生徒に理解させるなど、日頃の授業の中で活用していく。

前原委員

プロジェクターの契約の相手方が東京都千代田区の富士電機ITソリューション株式会社となっているが、県内業者からの購入は考えられなかったのか。

高校教育指導課長

予定価格が3,000万円を超えるため、WTO政府調達協定の対象となる案件となる。WTOの案件は応札業者に地域要件や企業規模について条件を設定できないため、地元企業や県内企業に限定した入札は執行できない。

前原委員

今回の入札では設定できなかったとのことであるが、3年間で設置していくとの話で、来年、再来年も契約手続きがあると思うが、来年以降も同様の手続きとなるのか。地域経済に還元できるように県内企業から購入することはできないか。

高校教育指導課長

先ほどの説明が不十分で申し訳ない。今回の調達に関しては、予定価格が3,000万円を超えるため、WTO政府調達協定の対象となる案件になる。これは、地域の企業を排除するものではなく、地域要件で条件を設定することや、企業規模を限定することができない案件となる。様々な検討をしたが、予定価格が3,000万円を超えるものについて、地域要件を設定することは難しい。しかし、条件や要件を設定できないだけで、地域の企業に対し門戸は開いているということで御理解いただきたい。

木村委員

- 1 埼玉県が絵を買うのはかなり久しぶりだと思う。長期間購入しなかった理由は何か。
- 2 3億円の基金を財源として今回2億9千万円の作品を購入するとのことだが、基金の残額が1千万円になり基金がほとんど無くなると思う。今後の基金の取扱いはどうするのか。

文化資源課長

- 1 今回の購入は平成9年のシャガールの作品の購入以来となる。これまで購入しなかった理由は、県立近代美術館が市場を調査していたが、同館の収集基本方針の対象となる美術作品が出てこなかったためである。
- 2 基金については、買戻しが必要となる。今後関係部局と協議しながら、買戻しについて検討していく。

木村委員

基金はこれで1千万円になるが、今後、県が徐々に計画的に買戻しを行い、3億円に近づけていくということか。

文化資源課長

買戻しの方法については、様々な方法がある。徐々にという方法や一遍にという方法もあるため、しっかりと検討していきたい。

清水委員

今回の美術作品の購入予定額である2億9千万円という価格の妥当性についてどのように評価しているのか。県民の中には色々感じる方がいらっしゃると思う。県民に聞かれたときに、こういう理由で2億9千万円であると答えられるようなものはあるのか。

文化資源課長

一般的に美術作品の価格は、良い作品か否か、希少性、類似作品の取引価格、作者の名声により、かなり影響が出ると言われている。国内のポール・シニャックの作品としては、国立西洋美術館に約4億円の作品が、宮崎県立美術館には約2億6千万円の作品が収蔵されている。例えば、最近の取引価格として、ニューヨークのクリスティーズのオークションでは、今回の作品とほぼ同じ大きさのもので約15億円、サザビーズのオークションでは、今回の作品の半分程度の大きさで約7億円という価格で取り引きされている。これらと比較しても今回の購入予定価格は妥当であると認識している。また、6月に開催した県立近代美術館美術資料選考評価委員会で、美術の専門家である委員からも同様の意見をいただいている。

大嶋委員

- 1 今回の美術作品を購入し、どれくらいの集客増を見込んでいるのか。
- 2 この美術作品を取得し、どのような企画を計画しているのか。

文化資源課長

- 1 近代美術館ではこれまで数々の展覧会を開催しており、集客数第1位と第3位の展覧会が印象派展である。第1位は5万7,000人、第3位は3万5,000人の集客数であり、印象派の作品は非常に人気が高い。今回、シニャックの作品を購入し、様々な展覧会を開催することで更なる集客が見込める。
- 2 企画展の開催のほか、常設展での展示や、子供や親子向けのワークショップでの題材、学校教育の鑑賞教材などに活用していく。また、近年企業のグローバル化の進展に伴い、美術鑑賞の教材のニーズが高まっているため、そのような企画についても検討していく。

前原委員

- 1 過去に購入した美術作品の中で、最高額と最低額はいくらか。
- 2 資料3の別紙の系統略図で「・(なかぼつ)」が未収蔵の作家であり、クールベ、セザンヌ、ゴッホ、スーラ、ルドンの作品の収集がない。今後の未収蔵作家の作品の購入についてどのように考えているか。
- 3 住民にとって美術館というのは地域のシンボルである。県立美術館には私も子供と一緒によく行くが、色々な刺激を受けることができ、良い展示がされていると思う。これからは、子供からお年寄りまで全ての人が良く生きるためのツールとして、美術館を活用してほしいが、この点についてどのように考えているか。

文化資源課長

- 1 まず、最高額は、平成4年購入のピカソの作品で、4億2,230万円である。最低額については、数点をまとめて数万円という作品もあり、寄贈もたくさん受けているので、この説明で御理解いただきたい。
- 2 今後の購入について、別紙のとおり、後期印象派の作品が未収蔵であり、ぜび、セザンヌまたはゴッホの作品を購入したいと考えている。
- 3 高齢者の方は美術館によく来館いただいていると認識している。子供については、学校との連携や地域との連携、ワークショップの開催などを行い、子供にとって美術館が身近な存在となるよう工夫していきたい。文化財保護法が改正され、文化・文化財を地

域のまちづくりに活かすなど地方の取組が位置付けられたことから、美術館としても作品等の活用を進め、美術の良さを全県に広めていきたい。

【付託議案に対する討論】

なし

【所管事務に関する質問（教育委員会における障害者雇用水増し問題について）】

今回の障害者雇用水増しの問題の重大性をしっかりと認識し、文教委員会としてもこの問題をしっかりと審査することが大事である。

- 1 障害者雇用率に算入できる障害のある教職員について、いつまで障害者手帳を確認していたのか。いつから手帳を確認しなくなったのか。また、厚生労働省のガイドラインは、いつ発出されてどのような内容なのか。ガイドラインの提出を要求する。
- 2 本会議の答弁において、ガイドラインにおける「障害者手帳等」の「等」を拡大解釈したとのことだが、勝手に解釈したのか。手帳の確認は不要で、自己申告でいいのか、各自治体などに裁量があるのか、県教育委員会として厚生労働省や文部科学省に対し解釈の仕方を確認したのか。

平成25年1月からの悉皆調査について、「平成25年度は障害者手帳を持っている場合は障害の内容や等級を申告するように依頼し、平成26年度からは障害者手帳保有の有無にかかわらず、障害がある場合には申告させた」との答弁が本会議であったが、どのような照会をしたか、その照会文書の提出を要求する。

報道によると、実際の手帳の保有状況に関する再調査を平成29年度分と30年度分について行ったとのことだが、その内訳の人数の提出を求める。各年度で何人が障害者手帳を保有していなかったのか。保有していない人はどのような人だったのか。再調査したのは平成29年度分と30年度分だけか、このことが分かる資料の提出を要求する。

- 3 人事調書等に基づき障害者として扱ったとのことだが、誰が障害者とする判断したのか。教育事務所の担当者か、人事担当者か、この取扱いはいつから行っていたのか。どのように申告させ、どのように障害者として扱うこととなったのか。教職員からの申告様式や回答様式などの文書の提出を要求する。

- 4 平成30年度分の再調査により障害者手帳を確認できた者の人数は、当初、障害者として扱っていた人の人数より139人少なかった。障害者手帳を確認できなかった139人は、例えば身体障害何級相当であったのか。

- 5 障害者手帳の確認ができなかった139人について、教育委員会は実際の障害の有無を確認するつもりなのか。本当に障害があるのか分からないのではないかと。障害がないのに、あるとして嘘をついていた可能性もあるのではないかと。手帳の保有の有無にかかわらず、障害の有無の実態を明らかにするべきではないかと。

- 6 今回のこの問題は、マスコミにおいて全国的な問題として報じられている。他県の実況について、教育局で把握している範囲で教えてほしい。

以上、要求した資料に基づき、本委員会の場で質問を行いたいため、後日机上配布ではなく、すぐに資料を準備し提出を願う。

総務課長

- 1 障害者手帳による確認をいつからしていないか、遡って調べられない状況である。これは、平成25年1月から全教職員に対する悉皆調査を実施し、これ以前は全教職員に対する調査せず、人事資料に基づき障害者を把握していたためである。

- 2 教育委員会として解釈したものであり、厚生労働省にも文部科学省にも確認はしていない。これは、教育委員会では実態として障害があると判断した教職員について、人事上の配慮を行っており、障害があるという実態をもって障害者と捉えることは、法の趣旨に沿うものであると解釈した。これは、参考資料として提出した、平成29年5月25日付厚生労働省障害者雇用対策課長名の「障害者である職員の任免に関する状況の通報について」という通知の「通報に当たっての留意事項」において、通報の対象となる障害者のイで「身体障害者とは原則として1級から6級に該当するものとする」という記載があり、この「原則として」という文言を、手帳の有無にかかわらず障害者として算入しても差し支えないと解釈した。「原則として」という文言は昭和51年当初から入っている。
- 3 いつから、誰が、人事異動希望調書等により障害者として算入することと判断したのかについて、いつからかは分からないが、教職員と調書に基づき面談した所属長及び県の人事担当者が判断している。人事異動希望調書は、毎年度教職員一人一人から所属長に提出されるもので、この調書に基づき所属長が教職員に対してヒアリングを行い、障害の種別や程度を本人から聞きとり、その後、県の人事担当者が所属長とヒアリングを行い、障害の種類や程度を確認していた。
- 4 再調査により障害者手帳の確認ができなかった者の障害の種類や程度について、自己申告により算入したものと人事資料により算入したものが一緒に含まれるが、身体障害者の等級別で1級が3人、2級が4人、3級が5人、4級が35人、5級が14人、6級が75人であり、精神障害の等級では2級が1人、3級が2人である。これらを合計すると139人となる。
- 5 この139人の実際の障害の有無の実態について、該当する教職員は申告時に、障害の区分や等級を記入した身体障害者程度等級表を提出する。本人による申告を信頼し障害者として捉えている。
- 6 他県の状況について、平成30年8月29日の新聞報道によると、47都道府県中37府県がガイドラインを徹底されていなかったとのことである。このうち教育委員会は本県を含めて27県で徹底されていなかったとのことである。

西山委員

- 1 障害者である教職員について、これまで一度も障害者手帳により確認してこなかったということではいか。いつから人事調書により障害者として扱ってきたか分からないというのは、厚生労働省のガイドラインが出る前から、人事調書により確認し障害者の雇用として扱ってきたということか。
- 2 どうして突然、平成26年から解釈が変わったのか。それまでは読み違えていなかったのか。平成25年までの悉皆調査では、手帳を持っている場合は申告せよということであったが、平成26年には手帳の有無にかかわらず、相当な障害があると自分が判断すれば申告せよといった内容が変わったのはなぜか。

総務課長

- 1 当初から障害者手帳の確認はせず、人事調書や自己申告を基に障害者の雇用として扱ってきた。
- 2 平成25年度と平成26年度の解釈の変更について、実態として障害がありながら手帳を保有していない人がいるという情報を得たため、手帳保有の有無にかかわらず障害者として扱えるのではないかという考えの下、平成26年度に解釈を変更した。

西山委員

再調査の結果、障害者手帳が確認できていない139人について、この人たちは手帳保有の有無を確認できていないということか。この139人の中には、実際は障害者手帳を持っているが出したくない人や、実際には手帳を持っていない人もいる。この内訳は分からないということか。

総務課長

そのとおりである。

西山委員

これまで答弁を聞いてきて許せないことは、厚生労働省の原則が障害者手帳で確認することであるにもかかわらず、全然手帳を確認してこなかったことである。つまり、手帳を確認しないことが原則となっていたことである。原則、手帳で確認し、例外として他のもので確認してよいというのが厚生労働省のガイドラインや通知の趣旨ではないのか。今回、問題が表面化し初めて手帳を確認したことは重大な問題である。

教育総務部長

障害者枠で採用された方以外の方、採用後に障害を持つことになった方などについて、手帳を確認してこなかったことは委員御指摘のとおりである。

西山委員

手帳を確認している人と、確認していない人について、確認していない人たちの方がかなり多いのではないか。

教育総務部長

資料2の表の一番上の122人は確認しているが、それ以外の方は確認できていない。

西山委員

原則確認しなくてはいけないのに確認してこなかったことの責任は重大であると思うが、副教育長はその責任についてどう考えるか。

副教育長

西山委員から原則が原則でなくなって逆転しているのではないかという御指摘について私も同じように感じている。今回の問題の詳細については、現在内部で調査している。なかなか判明しない部分があるため、何故このような事態が生じたのか、現状に至った経緯などを、今後、外部の弁護士等による検証委員会を設置し解明していきたい。

諸井委員

これまでの答弁を聞き、何故このようなことが起きたのか、いつ、どのように始まったのかなどを明らかにしないと、再発防止の取組を進められないのではないか。検証委員会を設置し調査するとのことだが、基本的には内部の人が一番分かっていると思うので、幾つか伺う。

1 障害者の職員を把握する当初から、手帳による確認はしなくてよいという共通理解が

あったのではないか。誰が、いつ、どのような理由で、手帳による確認はしないという判断を下したのか。

- 2 平成26年に障害者手帳の保有の有無を問わず、申告すれば障害者として扱うという取扱いは、誰の、どのような発想によるものか。

総務課長

- 1 厚生労働省の通知における「原則として」という文言は、昭和51年当時の通知から使用されている。そのため、その当時から今回の解釈が始まっていたのではないかと認識している。
- 2 平成25年の悉皆調査の実施、平成26年の調査方法の変更は、局内の会議等を通じて意思決定したというのは分かってきている。誰が、いつ、どのような理由で解釈の仕方を決めたというところは分からないため、検証委員会による調査に委ねていきたい。

教育総務部長

- 2 平成26年度の調査方法の変更については、平成26年度の4月初めに当時の教育長以下幹部の集まる会議があり、その会議の中で平成26年度の調査方法の変更について了解を取っている。

諸井委員

平成26年の調査方法の変更は、平成26年4月に教育長をはじめとする教育局の幹部で決めたということによいか。いつ、誰が、どのような理由で、当初から手帳の確認をしないでよいという判断をしたかについては、今のところは分からないということによいか。

総務課長

そのとおりである。

大嶋委員

解釈の仕方や解釈の変更に関する通知などはなかったのか。第三者委員会による調査について、速やかに確実に解明していただきたいと考えるがどうか。

総務課長

変更の通知があったのかについては承知していない。変更はなかったと認識している。第三者委員会のスケジュールについては、現在委員の人選を行っている。弁護士の方や学識経験者の方などをお願いしていく予定だが、相手方のあることであるため、これから至急行い、10月中旬以降に設置したい。調査結果については年内を目途に発表したい。